**高卒求人に関するチェックリスト**

**（※高卒求人申込時に必ずご提出ください）**

**◎事業所名　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所番号1310－　　　　　－**

今回お申込の求人は充足の場合を除いて変更・削減・取消は行えません。

確実な採用計画のもとで申込をして下さい。研修開始日等で6月30日まで募集できない

場合は「受付期間」を設定することをお勧めします。

※以下の質問にご回答をお願いします。

**今までに高卒採用のルールについて説明を受けたことがありますか？**

□いいえ **□はい**➡ **□**説明会で **□**窓口で  **□**その他（　　　　　）

**※下記「高卒ルール」を確認後、チェックしてください。**

**□ 求人数は「高校卒業者の採用人数」であり、他の求人（大卒、中途採用）と合わせていない。**

**□ 原則、求人内容の変更・取消・削減は出来ない。**

**□ 学校訪問（学校への求人票送付）は、7月1日から可能となること。**

**□ 内定した生徒への連絡は、卒業するまでは学校の先生を通して行うこと。**

**□ 入社前に事前教育や研修を行わないこと。また、懇談会に呼び出すなども行わないこと。**

1. **「入社日」について**

　　　入社日：令和　　年　　月　　日　（**求人票の特記事項欄に記載してください**）

1. **「試用期間」について**

試用期間：　□無　　□有（　　ヶ月）➡**有の場合、特記事項欄に記載してください**。

　　「**有」の場合の条件**：□同条件　　□異なる→（内容：　　　　　　　　　　　　）

1. **「従事すべき業務の変更範囲」について**（将来的な配置転換等の有無）

□変更範囲について、下記のように仕事内容欄に明示していますか。

（記載例）「変更範囲：変更なし」、「変更範囲：会社の定める業務」、「変更範囲：〇〇業務」

**④「雇用形態」について**

　　□正社員　　□正社員以外（名称：　　　　　）　□派遣　　□請負

**※**派遣・請負求人の場合、入社予定日以降の就業が確認できる、契約書（写）・受注書（写）、

受注リスト（写）等を受付時に確認させていただきます。

1. **「面接回数」について**

　　面接回数　□１回　　　□２回以上→（　　　回）**※「二次面接あり」と求人票に記載**

　　　　 　 複数回の場合→選考結果通知日は、１次面接の結果通知は面接後　　　　日以内

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　 最終面接の結果通知は１次面接後　　　　日以内

**※求人票には、最終的な採否決定までの日数を記載して下さい。**

**※裏面につづく**

1. **「適性検査」について**

□実施しない　**□実施する**➡**※求人票補足欄に適性検査の名称を記載してください。**

1. **今年度の月平均労働日数を計算して下さい。**

365日―年間休日数（　　　）日÷12か月＝（　　）日（求人票は小数点第２位を切捨て表記）

**⑧ 変形労働時間制を導入していますか？**（労使協定の届出・就業規則に記載されている）

　　□導入していない

□**導入している**　　　□１か月単位／　□１年単位　／□その他（　　　　　）

**最低賃金確認のため、必ず下記の労働時間をご記入ください。**

（年間総労働時間　　　　　　　ｈ）　（月の労働時間　　　　　　ｈ）

　　　　　　　 （１日の労働時間　　　　　 　ｈ）

　※年間または月の労働時間については求人票に表記します。例①　１８８０Ｈ／年、　例②　１６８Ｈ／月

**⑨ 就業地の最低賃金を下回っていないか、計算してください。**

**□ 変形労働時間制を導入していない**

基本給(a)（　　　　　円）**＋**定額的に支払われる手当(b)の合計（　　 　　　円）**÷**

月平均労働日数（上記⑦で計算した切捨て前の数字）**÷**1日の所定労働時間（　　　時間）

＝　　　　　　円 （小数点第１位を切上げ）**≧**１，１６３円を下回っていない

（東京都の場合の最低賃金）

**□ 変形労働時間制を導入している**

基本給(a)（　　　　　円）**＋**毎月定額的に支払われる手当(b)の合計（　　 　　　円）**÷**

月の所定労働時間（　　　時間）

＝　　　　　　円 （小数点第１位を切上げ）**≧**１，１６３円を下回っていない

　　　　　　　　　　　　　　　　　（東京都の最低賃金の場合）

1. **固定残業代について、記入してください。**

残業代を固定残業代として支給していますか？

□いいえ　**□はい**　**→「はい」と答えた場合は、次に進んでください。**

◎**残業の単価**は　　　　　円／Ｈです←（時間単価　　　　　　円×1.25以上）

**※「固定残業代に関する特記事項欄」に、以下のように記載してください。**

時間外手当は、時間外労働時間の有無にかかわらず、固定残業代として支給し、　　　　時間を

超える時間外労働は法定通り追加で支給

1. **青少年雇用情報の「募集・採用に関する情報」について**

令和6年度・5年度・4年度、の順で記載している。　□はい　　□いいえ

（R7.5王子所）